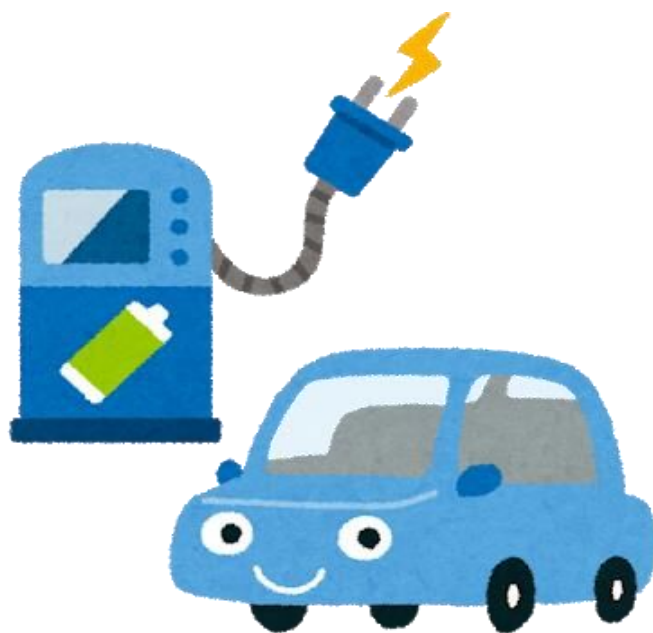


令和6年度 鎌ヶ谷市 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 交付申請の手引き

「電気自動車(EV)」「プラグインハイブリッド自動車(PHV)」について



鎌ヶ谷市では、地球温暖化防止を推進するために、住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置する方に対して、費用の一部を補助します。

鎌ヶ谷市ホームページ▶暮らし・手続き▶住まい▶助成・申請・制度
▶令和6年度住宅用設備等脱炭素化促進事業



<申請期間> 令和7年1月31日(金)17時まで
【郵送の場合は、令和7年1月31日(金)必着】

※申請は受付順で、設備別予算額(補助予定件数)に達した時点で終了します

令和6年7月

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課

目次

1 補助対象設備について.....	3
2 補助対象となる方	4
3 補助対象設備の導入をリースで行う場合の要件.....	4
4 補助金額及び補助対象経費について.....	5
5 申請手続きの流れ	6
6 提出書類.....	7
7 申請について (1)-1申請書記載例(一般)	9
7 申請について (1)-2申請書記載例(リース).....	10
7 申請について (2)内訳明細書の参考様式及び記載例.....	11
7 申請について (3)貸与料金の算定根拠明細書 記載例(リース契約の方のみ)	12
7 申請について (4)提出方法	13
7 申請について (5)申請期間	13
8 その他の注意事項.....	14
9 Q&A.....	15
10 提出先・お問い合わせ先	17

1 補助対象設備について

電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV) 共通事項

- (1) 申請者が新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初年度登録車を除く)
- (2) 自動車検査証の使用の本拠地が市内の住所であること
- (3) 自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のもの
- (4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること
- (5) 太陽光発電システムを申請日までに設置(新設・既設を問わない。)し、発電した電気を電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電できる充電設備が設置されていること
- (6) V2H 充放電設備を併設する場合の補助を受ける場合は、V2H 充放電設備を申請日までに設置していること
- (7) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、令和5年度以降の日付であること

電気自動車(EV)

自動車検査証の燃料の種類が「電気」と記載されているもの

プラグインハイブリッド自動車(PHV)

自動車検査証の燃料の種類が「ガソリン・電気」または「軽油・電気」と記載されているもの

併設を要件としている設備について

【太陽光発電システム】

- (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの
- (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの
- (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合しているもの
 - ア 国際電気標準会議の規格または日本産業規格に適合しているもの
 - イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
 - ウ 一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
- (4) 太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが、10キロワット未満であるもの

【V2H 充放電設備】

- (1) 電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できるもの
- (2) 新設・既設を問わない

注意点

- 納車完了後の申請となります
- 申請日までに太陽光発電システムが設置されており、発電した電気を電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電できることが補助要件となります
- 交付決定等にあたっては、現地調査を行う場合があるため、ご協力をお願いします
- 国の補助金と併用できますが、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費から国から交付される補助金額を控除します

2 補助対象となる方

以下すべてに当てはまる方が申請できます。

- (1) 申請者自らが購入し、所有していること。
(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合も可。)
- (2) 補助対象設備が導入された鎌ヶ谷市内の住宅に申請者自らが居住し、住民登録を完了している方。
- (3) 鎌ヶ谷市に納付すべき税を滞納していない方。(リース事業者も含む。)
- (4) 過去に同一の補助対象設備で市補助金の交付を受けていないこと。

3 補助対象設備の導入をリースで行う場合の要件

- (1) 設置者とリース事業者は連名で申請をすること。
- (2) リース事業者が補助対象者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元されていること。
- (3) リース契約について、次のいずれかを満たすこと。
また、それらがリース契約書等から確認できること。
 - ① リース期間が設備等の財産処分制限期間以上の契約となっていること。(P17参照)
 - ② ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

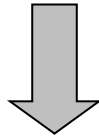
4 補助金額及び補助対象経費について

設備の種類	補助金額	補助対象経費
電気自動車(EV)	(1) 太陽光発電システムおよびV2H充放電設備を併設し、 ① 令和6年度内に登録されたもの <u>上限15万円</u> ② 令和5年度内に登録されたもの <u>上限5万円</u> (2) 太陽光発電システムおよび充電設備を併設し、 ① 令和6年度内に登録されたもの <u>上限10万円</u> ② 令和5年度内に登録されたもの <u>上限4万円</u>	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	(1) 太陽光発電システムおよびV2H充放電設備を併設し、 ① 令和6年度内に登録されたもの <u>上限15万円</u> ② 令和5年度内に登録されたもの <u>上限5万円</u> (2) 太陽光発電システムおよび充電設備を併設し、 ① 令和6年度内に登録されたもの <u>上限10万円</u> ② 令和5年度内に登録されたもの <u>上限4万円</u>	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費

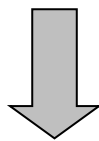
- ・補助対象経費には、消費税、地方消費税相当額及び他の補助金額(国等の補助金の交付を受けている場合)を含めないものとします
- ・算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします

5 申請手続きの流れ

(電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の納車が完了し、使用を始める)

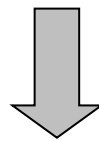


① 「補助金交付申請書」(第1号様式)に必要な書類を添えて提出する



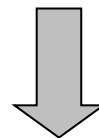
※市:受付・書類審査
(30~45日程度要します)

② 市から郵送する補助金交付決定通知書・額確定通知書を受け取る



③ ②で同封した「補助金交付請求書」(第5号様式)を提出する

※補助金交付請求書の「1請求額」には、額確定通知書の「交付確定額」をご記入ください。



※市:補助金支払い
(30日程度要します)

④ 補助金を受け取る

※補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがあります

6 提出書類

提出書類		補足
<共通>		
①	補助金交付申請書 (第1号様式・第1号様式の2)	9~10ページ参照
②	補助金交付申請チェックシート	—
③	自動車検査証の写し ※車検証が電子化されている場合は、「 <u>自動車検査証記録事項</u> 」の写しを追加で提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録年月日又は交付年月日が、令和5年度以降であること ● 使用者と所有者の氏名・住所が申請者と同じであること (リース契約等の場合で、所有者欄が事業者の場合は、使用者の氏名・住所が申請者と一致すること) ● 燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」であること ● 新規登録されたものであること
④	設備の技術仕様が確認できる書類(製品パンフレット・カタログなど)	補助対象車両の形状と型式が確認できるページの写し
⑤	設備の導入状況が確認できる写真	<p>保管場所で、車両の全体とナンバープレートを含めて撮影したもの※販売店等で撮影したものは不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保管場所(車庫・駐車場等)にて撮影 ● 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車全体を撮影 ● 太陽光発電システム ● 充電設備(V2H充放電設備を含む)の銘板 <p>上記の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください</p>
⑥	売買契約書の写し	<p>補助対象となる車両の名称又は型式等が記載されているもの</p> <p>※クレジット契約で領収書が発行されない場合は、クレジット契約書を提出してください(クレジット申込書は不可)</p>
⑦	領収書の写し	<p>補助対象車両の購入に係る但し書きが記載されているもの</p> <p>※リース・所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む)により補助対象設備を導入等する場合を除く</p>
⑧	内訳明細書	補助対象となる経費の明細、車両の名称が記載されているもの※工事費一式は不可
⑨	太陽光発電システムが設置されていることを証明する書類	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 売電明細の写し ● 「接続契約のご案内」の写し ● 「特定契約のご案内」の写し ● 保証書の写し

＜該当する方のみ＞		
⑩	V2H 充放電設備が設置されていることを証明する書類	<u>V2H 充放電設備を併設する場合の補助を受ける方</u> V2H 充放電設備のメーカー発行の保証書や出荷証明書の写し
⑪	太陽光発電システムで発電した電気を充電できることが確認できる書類	<u>V2H 充放電設備を併設しない方</u> 次のいずれかの書類 ● 充電設備の保証書の写し ● 充電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真、または電気自動車等に充電している様子の写真
⑫	補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)	申請を設備販売者等に代行させる方のみ
＜所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む)の方のみ＞		
⑬	全額支払いの手続きが完了していることが確認できる確認書類	全額支払いの手続きが完了している(具体的な支払いスケジュールが明記されている)契約書類等
＜リース契約の方のみ＞		
⑭	リース契約書の写し	<u>補助金額をリース料金から差し引いたリース料総額</u> 又は、 <u>補助金額をリース期間で除した月額リース料金</u> (リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること)が確認できること ※リース契約書からこれらが確認できない場合は、①もしくは②の対応をお願いいたします。 ①補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する ②補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出する
⑮	貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式の2別紙)	12ページ参照
⑯	リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し	領収書等
⑰	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

7 申請について (1)-1 申請書記載例(一般)

第1号様式(第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

鎌ケ谷市長 様

持参の場合は提出日、
郵送の場合は発送日をご記入ください

令和6年7月7日

申請者 〒273-0195

住所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

フリガナ 鎌ケ谷 二郎

日中連絡が取れる番号
をご記入ください

電話番号 047-123-4567

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記		円
設備及び申請額内訳額(該当する番号に○印をしてください。)	1 太陽光発電システム (キロワット)	
	2 燃料電池システム(エネファーム)	
	3 リチウムイオン蓄電池システム	
	4 窓の断熱改修	
	5 電気自動車	150,000
	6 プラグインハイブリッド自動車	
	7 V2H充放電設備	
	8 集合住宅用充電設備	
	9 住民の合意形成のための資料	
申請額合計		150,000

5ページを参考に
設備の申請額を記載

上記の合計金額を記入

設置した建物の種別 (該当する番号に○印をしてください。)	1 既存の住宅に設置した。
	2 住宅の新築に併せて設置した。
	3 設備が設置された住宅を取得した。

着工日(自動車を除く) 年 月 日

設置又は引き渡し完了日 令和6年 7月 2日

納車した日をご記入ください。

私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況を調査することについて
 同意します 同意しません(該当する□に✓印をしてください。)
 ※同意しない場合は、申請日の属する年度の前年度分の市税に係る納税証明書及び住民票の写し(申請者本人分)を添付してください。

いずれかにチェックを忘れずに

7 申請について (1)-2申請書記載例(リース)

第1号様式の2(第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

鎌ケ谷市長 様

持参の場合は提出日、郵送の場合は発送日をご記入ください

令和6年7月7日

(リース事業者) 〒123-4567

所在地 ▲▲県●●市××1-2-3

名称 ●●●株式会社

フリガナ トリシマリヤクシャチョウ カマガヤ ハナコ
代表者職・氏名 取締役社長 鎌ケ谷 花子

電話番号 000-0000-0000

申請者

(リース先) 〒273-0195

住所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

フリガナ カマガヤ ジロウ
氏名 鎌ケ谷 次郎

電話番号 047-123-4567

日中連絡が取れる番号
をご記入ください

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

設備及び申請内訳額(該当する番号に○印をしてください。)	1	太陽光発電システム(. キロワット)	円
	2	燃料電池システム(エネファーム)	
	3	リチウムイオン蓄電池システム	
	4	窓の断熱改修	円
	5	電気自動車	150,000 円
	6	プラグインハイブリッド自動車	円
	7	V2H充放電設備	円
	8	集合住宅用充電設備	円
	9	住民の合意形成のための資料	円
申請額合計			150,000 円

5ページを参考に
設備の申請額を記載

合計金額を記入

設置した建物の種別 (該当する番号に○印をしてください。)	1	既存の住宅に設置した。
	2	住宅の新築に併せて設置した。
	3	設備が設置された住宅を取得した。
着工日(自動車を除く)	年 月 日	
設置又は引き渡し完了日	令和6年 7月 2日	

納車した日をご記入ください。

私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況(リース先のみ)を調査することについて
(リース事業者) 同意します 同意しません(該当する□に✓印をしてください。)
(リース先) 同意します 同意しません(該当する□に✓印をしてください。)

※同意しない場合は、申請日の属する年度の前身に係る納税証明書及び住民票の写し(申請者本人分)を添付してください。

いずれかにチェックを忘れずに

7 申請について (2)内訳明細書の参考様式及び記載例

申請者の氏名を記入
してください

令和 年 月 日

鎌ヶ谷 二郎 様

電気自動車の支払いに係る領収内訳書

電気自動車の支払いとして領収した内容

添付したすべての領収書について
記載してください

(1) 現金及びローン等による領収金額

領収書No.	金額	充当項目
100	5,700円	頭金 賦払金・その他 ()
101	1,460,000円	頭金 賦払金・その他 ()
102	3,000,000円	頭金・賦払金・その他 ()
-	0円	頭金・賦払金・その他 ()
-	0円	頭金・賦払金・その他 ()
小計①	4,465,700円	

(2) 下取価格及び下取車リサイクル預託金相当額の充当による領収金額

項目	金額	充当項目
下取価格	100,000円	頭金 賦払金・その他 ()
下取車リサイクル預託金相当額	1,300円	頭金 賦払金・その他 ()
小計②	101,300円	

下取り車がない場合は、金額欄に
「0」を記入してください

(3) 領収金額合計

合計 ①+②	4,567,000円
--------	------------

なお、上記「(3) 領収金額合計」の内訳は以下のとおりです。

項目	金額(税込)
車両本体価格	3,200,000円
車両本体値引価格	-200,000円
小計③	3,000,000円

(補助対象)

契約書・注文書等に記載の「車両本
体価格」を記入してください
※メーカーオプション費用・付属品
費用・手続き費用等は含めず、下欄
「その他の価格の小計」欄に記入し
てください

その他の価格の小計④	1,567,000円
------------	------------

合計 ③+④	4,567,000円
--------	------------

発行者(販売店)の情報を記入して
ください

備考

会社名

〒

TEL

担当者

「領収金額の合計」と「内訳の合計」
が一致することを確認してくださ

7 申請について (3)貸与料金の算定根拠明細書 記載例(リース契約の方のみ)

第1号様式の2別紙

貸与料金の算定根拠明細書

鎌ヶ谷市長 様

リース事業者 住 所 ▲▲県●●市××1-2-3
 名 称 ●●●株式会社
 代表者職・氏名 取締役社長 鎌ヶ谷 花子
 電 話 番 号 000-0000-0000

リ ー ス 先 住 所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
 氏 名 鎌ヶ谷 次郎
 電 話 番 号 047-123-4567

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース 期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鎌ヶ谷市 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))
電気自動車	48月	100,000円	50,000円	150,000円	2,000,000円	1,850,000円	150,000円

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 鎌ヶ谷市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

7 申請について (4) 提出方法

○提出方法

持参または郵送で提出して下さい。

申請は受付順で、設備別予算枠に達した時点で終了します。

申請期間外や予算の範囲を超えた日以降に市に提出されたものは無効となります。

○市の補助金交付決定通知書・額確定通知書がお手元に届いたら

速やかに同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記載し、提出期限(別途お知らせいたします)までに、持参または郵送で提出して下さい。

※補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者あてに補助金交付決定通知書・額確定通知書を送付いたします。

7 申請について (5) 申請期間

○申請期間

令和7年1月31日(金)まで

持参の場合、受付時間は午後5時までとなります。

郵送の場合、令和7年1月31日(金)必着となります。

(期間中に予算の範囲を超えた場合、超えた日に到着した申請書は抽選し受け付けます)

8 その他の注意事項

<申請にあたって>

- (1) 提出書類や記載内容はよく確認したうえで、チェックシートを活用のうえご提出下さい。
書類の不足や記載事項の漏れ・誤りにより受理できない場合があります。
- (2) 申請は原則として申請者本人が行ってください。ただし、「補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)」の提出で、申請を設備販売者等に代行させることができます。なお、申請手続きの代行を依頼したことによる事故等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (3) 申請書は先着順に受け付け、書類審査のうえ、補助金交付の可否及び補助金額を決定します
- (4) 補助金交付請求時に必要な「補助金交付請求書」(第5号様式)は、補助金交付決定者に送付します。
- (5) 補助対象設備を組み合わせて申請することができますが、同じ種類の設備について複数台申請することや、かつて補助を受けた設備について再度申請することはできません。
- (6) 交付決定等にあたっては、現地調査を行う場合があるため、ご協力をお願いします。

<補助金交付決定後>

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間(P17参照)は補助対象設備を処分することはできません。やむを得ない事情がある場合には予めご相談ください。
- (2) 補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- (3) 補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがありますのでご協力をお願いします。

1 補助制度全般について

Q1-1 申請時にすでに設備を使用し始めていますがよいですか？	
A	「未使用品」とは、設置した設備が新品であることを指します。申請時には設備を使用し始めていることが条件となっています。
Q1-2 申請書等の様式はこちらで作成してもよいですか？	
A	指定した様式をご利用ください。ただし、参考様式で示されている様式については、参考様式の内容が網羅されていれば、申請者が作成することができます。
Q1-3 手続き代行を依頼した場合、市からの通知は申請者と代行者、どちらに送られてくるのですか？	
A	申請者に送付します。
Q1-4 国の補助金を一緒に受けることはできますか？	
A	可能です。ただし、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費から国の補助金額を控除することになります。
Q1-5 過去に鎌ヶ谷市の補助を受け、設備を設置しました。今回は別の種類の設備について申請しようと思いますが、可能ですか？	
A	可能です。設備の種類が異なれば一度に複数の設備について申請することも可能です。

2 補助対象について

Q2-1 二世帯住宅です。各世帯に対象設備をそれぞれ設置したいのですが、両方とも補助金をもらえますか？	
A	対象になります。ただし、それぞれの世帯から申請をしてください。
Q2-2 複数の住宅を所有しています。全部に対象設備を設置しようと思いますが、すべて補助対象となりますか？	
A	申請者が補助金を交付できるのは設備の種類1つにつき1回だけになります。
Q2-3 現在、市外に住んでいます。市内に家を購入し、対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。ただし、申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録をし、対象設備の設置が完了していることが条件になります。

Q2-4 現在、市外に単身赴任をしています。市内の留守宅に対象設備をつけようと考えていますが、補助対象ですか？	
A	申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録することが条件となります。
Q2-5 別荘に対象設備を設置しようと思いましたが、補助対象ですか？	
A	対象外です。補助対象は、自ら居住する市内の住宅のみです。
Q2-6 ローンやクレジット契約で購入した場合、補助の対象ですか？	
A	<p>クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払いを証明する書類（支払証明書）」を発行できる場合は、対象となります。</p> <p>所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」の提出により対象となります。</p> <p>リース契約の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等）の提出により対象となります。</p>

3 補助金の申請について

Q3-1 設置完了日とはいつのことですか？	
A	納車した日をご記入ください。
Q3-2 補助対象設備を2種類以上設置しようと考えていますが、設置日が異なります。どのように申請すればよいですか？	
A	<p>全ての設備の設置が完了してからまとめて申請していただいても構いませんが、申請は予算の範囲で先着順に受け付けるため、設置が完了した設備から都度申請をしていただいた方が安全です。</p> <p>なお、2種類以上の設備について申請する場合、「着工日」はそれぞれの設備の着工日を、「工事完了日」は全ての設備の設置が完了した日をご記入ください。</p>
Q3-3 補助金交付申請手続代行届出書を提出したいのですが、法人名は法人の支社でもよいですか？	
A	構いません。

4 リースについて

Q4-1 リース契約の期間は何年でもよいですか？	
A	リース契約の期間が対象設備の財産処分制限期間以上の契約となっている、もしくは、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていることが必要です。

Q4-2 リース事業者の所在地が市外でも申請できますか？	
A	リース事業者は市外の住所でも申請可能です。
Q4-3 補助対象設備の導入をリースで行った場合、市からの通知は設置者とリース事業者、どちらに送られてくるのですか？	
A	リース事業者に送付します。

5 その他

Q5-1 振込口座は、会社名義の口座でも構いませんか？					
A	申請者本人名義の口座に限ります。				
Q5-2 いつ、振り込まれますか？					
A	請求書を市が受理してから、30日程度を見込んでください。				
Q5-3 いつまでに請求書を提出すればいいですか？					
A	補助金交付決定者に別途お知らせする提出期限までに、持参または郵送で提出してください。				
Q5-4 設置した設備はいつまで所有するべきですか？					
A	<p>それぞれ以下のとおりです。なお、これらの年数が経過する前に設備を処分する場合は、別途申請が必要となりますので、予めご相談ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>電気自動車 (EV)</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車 (PHV)</td> <td>4年</td> </tr> </table> <p>なお、リース契約で導入した補助対象設備を上記期間内に手放した場合、上記期間満了日までの月数に相当する補助金額について返還の手続きが必要となります。申請は個人とリース事業者連名となり、補助金の返還者はリース事業者となります。</p>	電気自動車 (EV)	4年	プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	4年
電気自動車 (EV)	4年				
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	4年				
Q5-5 知りたい質問の回答がここにはありません。					
A	環境課までご相談ください。				

10 提出先・お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課 (市役所1階)
〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
TEL 047-445-1227 FAX 047-445-1400
Mail ontai@city.kamagaya.chiba.jp